民間賃貸住宅の仲介等に関する支援のご案内

～　ご利用にあたり次の書類をお渡ししますのでご確認ください。　～

**提出書類は直接、大阪府担当あてに郵送してください。**

**□** 民間賃貸住宅の仲介等に関する支援を希望される方へ

（※この用紙を開いていただいた面に記載）

* 「犯罪被害者等への民間賃貸住宅の仲介等に関する支援依頼書」（様式第１号）
* 「犯罪被害者等への民間賃貸住宅の仲介等に関する支援の協力要請書」（様式第2号）

大阪府　治安対策課

　ご不明な点については、下記までお問合せいただくようお願いします。

＜お問合せ窓口＞

　　　　　　　　【担当】　　〒540-8540 大阪市中央区大手前２丁目

大阪府危機管理室

　治安対策課　支援推進グループ

　　　　　　　　　　　　TEL： 06-6944-7506　　FAX： 06-6944-6649

　　　　　　　　　　 　Ｅメール：chiantaisaku@sbox.pref.osaka.lg.jp

**民間賃貸住宅の仲介等に関する支援を希望される方へ**

**民間賃貸住宅の仲介等に関する支援とは？**

犯罪等によりお住まいの住居に住み続けられることが困難となった犯罪被害者等の方を対象に、

大阪府と一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会大阪府

本部との協定に基づき、民間賃貸住宅物件の情報提供を行うとともに、その物件の契約を結ぶ際に、

仲介手数料が無料となる支援制度です。

**１　提出が必要な書類は2種類です。**

**（１）「犯罪被害者等への民間賃貸住宅の仲介等に関する支援依頼書**」**（様式第１号）**

支援対象の要件を確認するため、必要事項の記載をお願いします。

また、支援を依頼されるにあたり、同意いただきたいことを記載していますのでご確認ください。

なお、「支援依頼書」（様式第1号）は提供しませんので、情報提供を受ける方の住所、氏名が

不動産業者（各協会会員業者）に知られることはありません。（大阪府警察本部へは提供します。）

**（２）「犯罪被害者等への民間賃貸住宅の仲介等に関する支援の協力要請書」（様式第2号）**

『１　支援依頼の情報』、『２　要請希望物件』 をご記入ください。

この「支援の協力要請書」（様式第2号）により大阪府から各協会に支援の協力を要請します。

**２　提出（郵送）先** 〒540-8570 大阪市中央区大手前２丁目

　　　 大阪府　治安対策課　支援推進グループ

　　　　　　　　　　　電話　０６－６９４４－７５０６

**３　支援の流れ**

1. 支援対象の要件を確認　　＜大阪府 ⇔ 大阪府警察＞

　　　　　　　　 支援対象の要件を確認するため、ご依頼者であるあなたから提出のあった「支援依頼書」（様式第1号）により、大阪府から大阪府警察本部へ照会します。

1. 民間賃貸住宅の仲介等に関する支援の協力を要請　＜大阪府 ⇒ 各協会＞

あなたから提出のあった「支援の協力要請書」（様式第2号）により、大阪府から各協会へ支援の協力を要請します。

1. 物件の照会・回答　＜各協会 ⇒ 会員業者（不動産業者） ⇒ 大阪府＞

各協会からそれぞれの会員業者（不動産業者）へ物件の照会を行います。

　　　　　　　　物件情報が大阪府へ提供されます。

1. **ご依頼者本人へ物件情報の提供** 　＜大阪府　⇒　ご依頼者＞　**※ ②から約２週間後**

提供された物件情報を、大阪府から郵送でお知らせします。

また、支援依頼者であることを証明する**「民間賃貸住宅の仲介等に関する支援依頼者証明書」（様式第3号）**を併せてお送りします。

なお､物件情報の提供がなかった場合、大阪府からその旨を文書で連絡します。

その時に同封する「支援の協力要請書」（様式第2号）により、物件の条件を変更

して、再度、要請することが可能です。

⑤　　**内見依頼・内見**　 ＜ご依頼者　⇒　会員業者（不動産業者）＞

お送りした情報の中に内見を希望される物件がありましたら、直接、会員業者あて

事前に連絡のうえ、内見を依頼してください。

**※「民間賃貸住宅の仲介等に関する支援依頼者証明書」（様式第3号）をお忘れないようお持ちください。**

**※ この「支援依頼者証明書」（様式第3号）は、後日、返納して頂きます。**

なお、事前に大阪府から会員業者（不動産業者）へ内見希望の旨を連絡することもできますので、お申し出ください。また、事前に大阪府へ連絡のうえ、代理の方が内見することも可能です。

⑥ 　**入居契約の締結** 　＜ご依頼者　⇔　会員業者（不動産業者）＞

入居されることが決まりましたら、直接、会員業者と契約を結んでください。

**仲介手数料の負担はありません。**

**４** 　**支援制度利用の結果のご連絡**　＜ご依頼者　⇒　大阪府＞

　　 お手数ですが、④で物件情報に同封する「支援制度利用結果連絡票」を下記の窓口まで郵送願います。その際、返納して頂くことになっている「民間賃貸住宅の仲介等に関する支援依頼者証明書」（様式第3号）（※原本）も併せて郵送してください。

**5　必ず、ご依頼前にお読みください。**

|  |
| --- |
| （１）物件情報をお送りする際に、支援依頼者であることを証明する**「民間賃貸住宅の仲介等に　　　　関する支援依頼者証明書」（様式第3号）**をお送りしますので、内見時には必ずご持参のうえ、会員業者から提示を求められた場合は提示をお願いします。  **持参されない場合、内見できませんのでご注意ください。**  （２）入居契約を締結される際の仲介手数料の負担はありません。  （３）ご依頼をいただいてから物件情報を提供するまでに2週間程度要しますことをご了承ください。  （４）条件により該当物件がない場合があります。その場合は条件を変更して、再度依頼されることが可能です。 |